

(様式第5号)

堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請団体

様

堺市長 印

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度
補助事業名	
補助金交付額	円
交付予定時期	金額一括 年 月 分割 第1回(年 月) 円 第2回(年 月) 円 ※ただし、交付の時期は、事業実施期間の変更その他の事情により、変更することがあります。

- 1 補助金条件は、次のとおりとします。
 - (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次の場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ① 補助事業に要する経費の配分を変更する場合（市長が定める軽微な変更を除く）
 - ② 補助事業の内容を変更する場合
 - ③ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
 - (5) 補助事業完了後、別に定める堺市民間非営利団体による日本語教室開催事業補助金実績報告書をもとの定める期日までに市長に提出すること。
 - (6) 次の場合には、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
 - ① 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき
 - ② 法令又はそれに基づく市長の処分違反したとき
- 2 概算払により補助金の交付を請求する場合は、本書の写しを添付してください。